

2006年6月1日  
日本弁護士連合会

輸出入取引審議会調整部会（知的財産権侵害品の貿易管理の在り方について）  
の中間とりまとめに対する意見

## 第一 知的財産権侵害品の水際手続の改善について

当連合会は、かねてより、知的財産権侵害品の水際手続につき、当事者の手続保障及び審理判断における技術的・法律的専門性を確保する必要性に基づき、現行制度の改善を求めていいるものであり、「中間とりまとめ（論点整理（パブリックコメント案））」の方向性は基本的に当連合会の求める改革を指向するものと評価する。

さらに、本意見書においては、具体的な方法論につき、今後、検討を深めるべき論点を指摘する。

### 1. 論点1 制度改革の基本的方向をいかにすべきか。

#### ・意見内容

現行制度改革の必要性は明白である。

#### ・理由

平成18年改正関税定率法（改正関税法）は、新たに税関長が学識経験者からなる「専門委員」を任命して、疑義貨物に関する知的財産権侵害の有無や申立ての対象となった権利の有効性等についても、必要に応じ意見を聞くことができるものとし、これにより、税関長の判断の専門性を高める措置として、改善の効果が期待されている。

しかしながら、知的財産権侵害品の水際手続において当事者の手続保障及び判断の専門性を確保するためには、税関長が、自己の裁量で有識者の意見を聴く手続を設けるだけでは、全く不十分であると言わざるを得ない。

具体的には、現行の税関手続では、輸入差止め申立てがあつても受理までは申立ての存在は公開されず、また、申立てについて利害関係人への告知制度も設けられていない。権利者と称する者が税関に輸入差止め申立てを行ったことが輸入者に告知されることなく受理され、輸入された疑義貨物が発見されて税關での認定手續が開始されると、税関長の輸入禁止又は輸入許可の処分あるいは

は認定手続の取りやめ（輸入許可）までの間は、当該疑義貨物は通関できず、事実上の輸入差止め効果が発生することとなる。そのため、仮に、最終的に非侵害であると判断されて輸入許可されたとしても、一定期間通関できないことに対する損害賠償の保証や不服申立ての制度もない。このように、突然、通関できないという事実上の差止めを受けた者の被害は甚大となる可能性があり、申立て受理前に、輸入者等に異議申立ての機会、少なくとも意見を言う機会が与えられるべきであろう。

また、特許等、有効性判断及び侵害判断において高度の専門性が求められる事案において、税関長の判断が、裁判所の仮処分又は本案訴訟の判断と異なる事例も発生している。これを行政と司法の見解の相違としてかたづけるのではなく、これによって被害を被る国民の立場にたち、水際手続における税關と裁判所手続の調整、連携、協議等の仕組みを講じるべきであろう。

なお、平成19年1月施行の改正関税法では差止め申立て制度が「輸出」にまで拡張されることが予定されており、日本からの輸出差止めについても同様に、これらの問題が発生する（以下、輸出入の場合をまとめて「差止め申立て制度」という。）。

平成18年改正関税定率法（改正関税法）に基づく専門委員制度の導入は、これら問題点の解決にはならない。現行制度をさらに改革する必要性は明白である。

## 2. 論点2 専門性をもって侵害判断するにはどのような仕組みとすべきか。

### ・意見内容

**裁判所判断を活用する仕組みを積極的に講じるべきである。**

### ・理由

当連合会は、知的財産権侵害品の水際手続において、常設の法定の専門的機関を設け当事者の手続的地位を保障すること、及び、税關と裁判所手続の調整、連携、協議等の仕組みを講じるべきことを求めてきた<sup>1</sup>。従って、基本的に、知的財産権侵害品の水際手続の中で裁判所判断を活用する仕組みについては、そ

---

<sup>1</sup> 財務省関税・外国為替等審議会関税分科会「知的財産権侵害物品の水際取締りに関するワーキンググループ」における日本弁護士連合会プレゼンテーション資料（平成17年10月27日）及び日本弁護士連合会の意見（同年11月25日）参照。

の考え方自体は積極的に評価する<sup>2</sup>。

なお、後述するとおり、当連合会の考える裁判所判断を活用する仕組みは、中間とりまとめの【裁判所活用型】記載の仕組みに限るものではない。

#### 中間とりまとめ 5 頁 論点 2(2) 選択肢

##### 【裁判所活用型】

何人も、経済産業大臣に対して、仮処分その他の執行可能な債務名義又は公益的な見地から輸出入の停止措置を講じるべき旨の行政官庁からの要請書(以下「債務名義等」という。)を添付して、知的財産権を侵害するおそれのある貨物の輸出入の差止めを申請することができる。

申請人から輸出入差止めの申請があった場合には、経済産業大臣は、外国に所在する企業その他の債務名義等に示された債務者以外の者であって利害関係を有する者の意見を聴取する。

経済産業大臣は債務名義等が執行可能であり、かつ債務者以外の利害関係人からの意見聴取の結果、輸出入を制限する暫定措置を講じることが相当と認めるときには、債務名義等に示された貨物について、製造者、輸入者等の貨物を特定できる事項を明示した上で、外為法第 48 条 3 項又は第 52 条の承認を得るべき貨物として告示で指定する。外国で保護されている知的財産権を侵害すべき場合には、輸出入取引法上の措置も講じる。

経済産業省における申請受理から告示までの標準処理期間は 3 か月間とする。申請時に債務名義等の添付がなく、その提出を猶予した場合も同様とする。

経済産業大臣は、告示の日から 12 か月を経過した日以降の輸出入については、承認するものとする。ただし、申請人から民事上又は刑事上の裁判所の確定判決が提出された場合など、輸出入を承認しないことに相当の理由があるときは、この限りではない。

### 3 . 論点 3 裁判所の仮処分等を行政手続で利用してよいか。

論点 3 のうち「 第三者の手続保障の問題 」については、実質的保護の観点から、後に詳述する。裁判所判断を活用すべきことは論点 2 において述べた

<sup>2</sup> 中間とりまとめ 5 頁本文 には「仮処分その他の執行可能な債務名義又は公益的な見地から輸出入の停止措置を講じるべき旨の行政官庁からの要請書(以下「債務名義等」という。)」と記載されているので、「裁判所活用型」の意義につき疑問がある。しかし、同 5 頁脚注 1 の記載に鑑みて、「又は」以下の行政官庁からの要請書は、現行制度においても行政官庁が行うことのある輸出入の停止措置に関する場合のみを指すものであって、本制度改革案としては裁判所判断のみを対象とするとの理解を前提として、以下論じる。

とおりであり、論点3におけるその他の問題提起に関しては、特に意見は述べない。

#### 4. 論点4 新制度と関税定率法の申立て制度との分担関係をどうするか（新制度を創設する場合）

##### ・意見内容

知的財産権侵害品の水際手続に関する国のグランドデザインを構築すべきである。

##### ・理由

水際差止めにおいては、侵害が明白な物について迅速に止めたい場合と、侵害の有無や権利の有効性に争いがあり得る物について、判断を慎重に行うべき場合の、両方がある。したがって、国のグランドデザインとしては、この両方のニーズに応える制度を、両制度の整合性を保ちつつ構築することが求められる。

##### 4-1 分離型の検討

中間とりまとめ12頁の【分離型】は権利の種類によって手続を区別し、税関手続は商標権侵害・著作権侵害の場合に限る、とするものである。

この方法は、諸外国の立法例には多く見られるものであるし、実際にも商標や著作権の場合は前者が多く、特許等については後者の場合が多いと思われる。

しかしながら、著作権であっても侵害明白といえない場合や、特許権であっても侵害明白な場合もあり、必ずしも権利の種類によって分けることが適切であるとも言い難い。このように考えると、権利の種類による分離型よりも、並立型が妥当である。

##### 4-2 並立型の検討

中間とりまとめ13頁 論点4(2)選択肢

##### [並立型]

現行の関税定率法に基づく申立て制度は存続させる。ただし、申立てにおいて輸入者、輸出者その他の利害関係者が特定されている場合には、税関取締り上支障がある場合等を除き、当該利害関係者に通知するものとする。

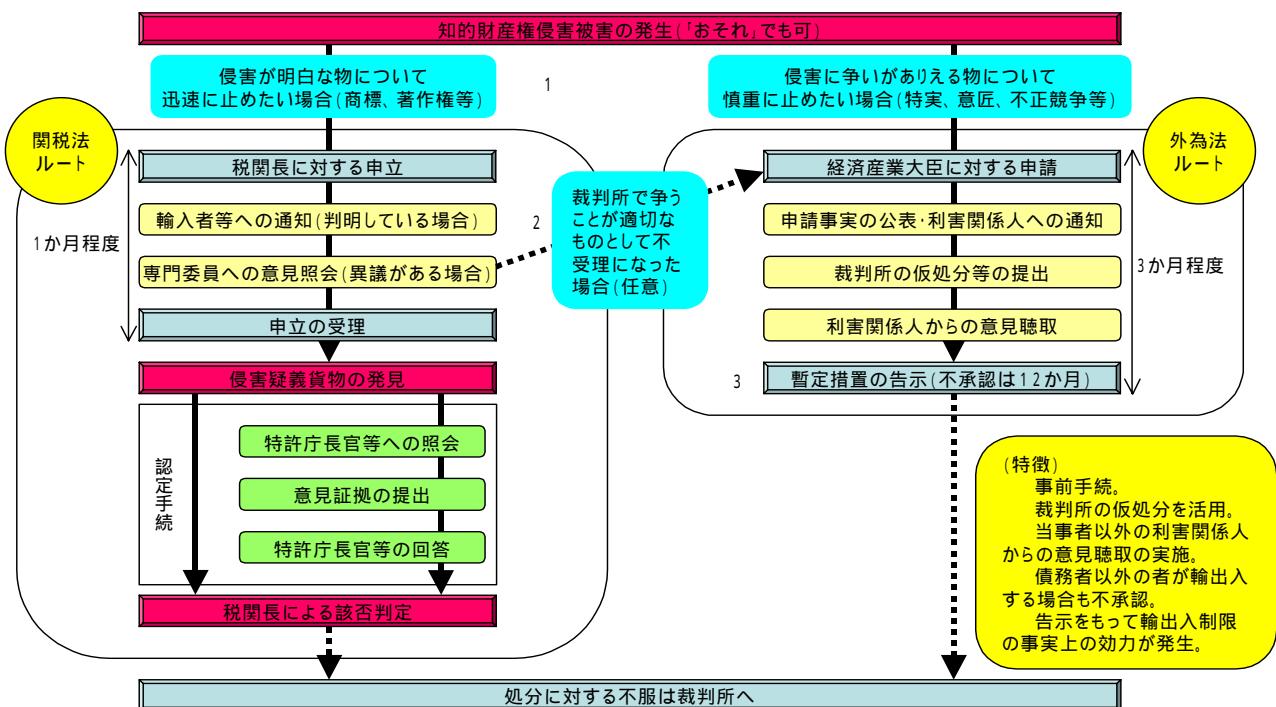
利害関係人から申立てに対して期限内に正当な異議が提出された場合には、税関長は、専門委員の意見を聴くこととし、裁判所において調査・審議を経ることが相当である旨專

門委員が税関長に対して回答した場合には、税関長は申立てを受理しないものとする。

知的財産権侵害品の輸出入差止めの申請は、経済産業大臣に対してもすることができるものとする。

中間とりまとめの提案する【並立型】を採用した場合の手続の流れは以下のようになると思われる。

### 知的財産権侵害品の水際差止め手続のフローチャート



- 「並立型」であるため、対象権利は、必ずしも商標、著作権等に限定されるものではない。
- 中間とりまとめによれば、申立て時に輸入者、輸出者その他の利害関係人が特定されていない場合には、輸入者等には通知されない。通知がない場合、または通知があっても期限内に正当な異議が提出されない場合には、専門委員の意見は聴かない。
- 外為法ルートにおいて暫定措置の告示により、外為法第48条第3項又は第52条の承認を得るべき貨物として指定された場合には、第三者に対しても、当該貨

物につき経済産業大臣の承認を受ける義務を課すことになる。この場合、関税法ルートの認定手続の場面は生じない。

上記の並立型のフローチャートによれば、このプランでは、左側の関税法ルートにおいて、

差止め申立て後、受理前に、申立てにつき輸入者等の利害関係人への告知を行い、利害関係人から異議が提出された場合には、専門委員の意見を聴き、専門委員が、裁判所判断を経ることが相当であると税関長に回答した場合には、税関長は、当該申立てを不受理とする。

不受理となった申立て人がさらに輸出入の差止めを求めるには、外為法ルートに移行し、

経済産業大臣へ輸出入を制限する暫定措置の告示（輸出入の不承認）の申請を行うことが必要になる。この申請では、申請から3ヶ月以内に仮処分等の裁判所判断を提出しなければ、告示は発せられず、輸出入の制限の効果は生じない。

並立型のプランは、関税法ルート（税関手続）に、新たな外為法ルート（経済産業省）を加えるものであるので、国のグランドデザインとして整合性を持ち得るかを検討する。

上記のとおり、水際差止めにおいては、侵害が明白な物について迅速に止めたい場合と、侵害の有無や権利の有効性に争いがあり得る物について、慎重な判断を行うべき場合という、両方のニーズに応える制度を、両制度の整合性を保つつつ構築することが求められている。

並立型プランは、前者の判断の迅速性を優先すべき場合は日常的に大量処理を実施している税関手続に委ね、後者の慎重な判断を優先すべき場合には裁判所判断を活用する、というものとして、その合理性は認められると考える。

## 5. 今後、検討を深めるべき論点

当連合会は、現行水際制度に対する改革の具体的方策に関し、今後、検討を深めるべき論点として、以下の点を指摘する。

### 5 - 1 第三者の手続保障の問題

中間とりまとめの提案する「裁判所活用型」によれば、本来、当事者効を前提とする裁判所判断について（この当事者間では、手続保障と専門的審理判断の要請は確保されており、「裁判所活用型」がこの点で優れている。）実質的に、その効力の主観的範囲を拡張して第三者に及ぼす事実上の効果が生じることになる（当該仮処分を一つの参考資料にして行政処分として経済産業大臣の告示がなされるが、実質的には当該仮処分の効力の主観的範囲が拡大するかのように機能する。以下、便宜上、本意見書において、この事実上の効果を「対物的効果」と呼ぶ。）。

例えば、この案では、権利者 X にとっては、外国メーカー Y の製造する侵害品を輸入する A に対する裁判所の仮処分を取得すれば、あたかも当該仮処分をもって、別の輸入者 B の輸入をも差止められるようになる点で、メリットがあると思われる。

同時に、この案では、裁判所の仮処分手続に一切、関与していない輸入者 B の手続保障をいかに図るかが問題となる。

裁判所の専門的判断によって一定の正確性が担保されているといつても、あくまでも、権利の無効原因や非侵害の主張に関する攻撃防御方法の提出など、当該当事者（輸入者 A）の訴訟活動の結果として裁判所が下した判断であるから、当該裁判所手続に関与していない輸入者 B に対して、外為法ルートによつて、実質上裁判所判断の対物的効果を及ぼすには、輸入者 B の手續保障が確保されなければならないのは当然である。

中間とりまとめでは、裁判所判断の活用における利害関係人の意見聴取のあり方及び専門家関与の手続の詳細については、今後の検討に委ねられている<sup>3</sup>。中間とりまとめは、外為法ルートを前提とするものなので、外為法上の聴聞手続の枠組みの中で専門家の関与を加えることが想定されるが、この点の議論を深め、実質的な手續保障システムを確保することが、本来対人的効果しか有しない裁判所判断に今回検討される新手続を通して対物的効果を認める前提条件であろう。

## 5 - 2 関税法ルートについて

本書 1 項で述べたとおり、改正関税法の下での専門委員制度は、税関長が、

---

<sup>3</sup> 中間とりまとめでは、債務名義等に示された債務者「以外の者であつて利害関係を有する者」の意見を聴取する（5 頁、）とし、「意見聴取に当たつての専門家の関与等の手續の詳細については、今後検討していく。」（5 頁、脚注 3）と述べられている。

自己の裁量で専門委員への諮問を行うものであって，当事者の手続保障及び判断の専門性確保の観点からは全く不十分なものである。

当連合会は，前述の通り，知的財産権侵害品の水際手続において，常設の法定の専門的機関を設け当事者の手続的地位を保障すること，及び，税関と裁判所手続の調整，連携，協議等の仕組みを講じるべきことを求めてきた<sup>4</sup>。

以下においては，従来の意見を敷衍して，要点を述べる。

( 1 ) 関税法に基づく輸出入の差止め申立ての受理前において，利害関係人の異議申立ての機会を法的に保障すべきである。

現在の税関手続では，輸出入の差止め申立ての受理前は，申立ての存在は公開されず，利害関係人への必要的告知制度も設けられていない。

利害関係人に異議申立ての機会を適切に与えるためには，関税法ルートにおいて，制度として，申立ての公開及び利害関係人への必要な告知制度を設けるべきである。

( 2 ) 現行制度では，専門委員への諮問は，税関長の裁量に委ねられているが，外為法ルートの創設の如何にかかわらず，申立ての受理前及び認定手続における専門委員への諮問を必要的とする場合を定めるべきである。例えば，( 1 )の申立ての公開及び利害関係人への告知制度の創設の結果，利害関係人の異議申立てがあった場合は，必ず専門委員の検討に付すことを制度的に保障すべきである。

( 3 ) 外為法ルートの創設の如何にかかわらず，差止め申立ての受理前又は受理後において，利害関係人からの異議申立てがあった場合，専門委員の検討に付した上，仮処分等の裁判所判断を受理の要件とする，又は，受理の効果発生の要件（ないしは再審査により受理を取り消す）とする，制度を検討すべきである。

( 4 ) 認定手続を行う場合，裁判所の仮処分と同程度の疎明を要求する準司法的手続を制度として整備すべきである。この意味で，現行の専門委員を導入した認定手続は，制度としても実態としても，極めて中途半端な制度と言わざるを得ず，せいぜい専門委員名が公開された点において従前よりも透明性が図られたというにすぎない。

---

<sup>4</sup> 財務省関税・外国為替等審議会関税分科会「知的財産権侵害物品の水際取締りに関するワーキンググループ」における日本弁護士連合会プレゼンテーション資料（平成17年10月27日）及び日本弁護士連合会の意見（同年11月25日）参照。

(5) 差止め申立ての受理は、その後の認定手続の結果を待つことなく、輸出入を停止する効果が事実上生じるものであるから、実質的には税関長の処分というべきものであり、受理に関して、利害関係人のための簡易迅速な救済制度を設けるべきである（税関長の受理は、处分性がなく抗告訴訟の対象ではないものとして取り扱われている。）。また、同様に、認定後の税関長の処分に対する審査請求についても、関税等不服審査会令に規定する「関税等不服審査会」の手続を含めて、簡易迅速な救済制度の構築を検討すべきである。

### 5・3 外為法ルートについて

(1) 関税法ルートについての5・2(1)として前述したとおり、関税法ルートにおける差止め申立てについては、これに対する利害関係人の異議申立ての機会を確保すべきである。この点で、中間とりまとめの「並立型」のただし書部分は、差止め申立てに利害関係人の記載を求めたうえで、税関は、原則として利害関係人への通知をなすものとし、また、申立ての公開をする等、より積極的な内容にするべきである。

(2) 外為法ルートにおける経済産業大臣の告示の対象となる物の同一性の範囲（告示における貨物の特定の程度）について

中間とりまとめ6頁3行目の記載によれば、告示は「債務名義等に示された貨物について、製造者、輸入者等の貨物を特定できる事項を明示した上で」なされるという。したがって、告示の対象となる物は、製造者が同一の物件に限定されるものと理解できるが、より具体的に、債務名義たる仮処分の物件目録記載の物件に限定することを検討すべきである。

(3) 第三者の手続保障の問題

必要とされる手続保障の程度は、(2)の告示における貨物の範囲（特定）の程度と相関関係にある。対物的効果が物件目録単位の範囲に限定されるのであれば、外為法下の聴聞手続の中での手続保障の確保措置を検討する余地もあるが、貨物の特定が抽象的な場合は、聴聞手続程度では足りないと思われる。

(4) さらに、例えば、特許の技術的範囲に属する貨物であるが、正当な実施権限（有効なライセンス契約等）を有する第三者が輸出入する場合等の手当を講じる必要がある。

(5) 告示は、公開後の一定の異議申立て期間を経過後に、効力を生じること

にしてはどうか。告示に対する異議申立てをした者については、対物的效果を留保することにしてはどうか。

(6) 告示後、直ちに効力を発生させることで弊害が生じる場合に備え、告示後の通関解放制度等の事後的救済方法を講じてはどうか。

(7) 告示に対する不服申立て手続については、行政訴訟上の迅速かつ簡便な特別の申立て制度を構築すべきではないか。

## 第二 模倣品・海賊版の非営業者による輸入について

まず、模倣品・海賊版の輸入の禁止のあり方に関する当連合会の基本的な考え方を述べる<sup>5</sup>。

知的財産権についての実体法は個人輸入を禁止していない。個人輸入の取締りの必要性が社会的に承認されていない段階において、関税関係法令で取り締まるべきではない。

現行知的財産法の下における「業として」の要件の解釈を適切に行えば、非営業者の輸入を偽装した模倣品・海賊版の輸入を取り締まることができる。

中間とりまとめもまた、非営業者の輸入を「偽装」した模倣品・海賊版の輸入を取り締まる方向性を前提として、「偽装」判断の方策を提案するものとして理解できる。

中間とりまとめ14・15頁 論点5

### (1) 問題の所在

(中略)外為法に基づく輸入公表(経済産業大臣告示)を改正して、営業者が輸入した場合に知的財産権の侵害となるべき行為を組成する貨物に関し、非営業者を含めて、法第52条の経済産業大臣の輸入承認を受けるべき仕組みを設けることとなる。(中略)

そこで、模倣品・海賊版の輸入者から経済産業大臣に対して承認申請がなされた場合に、原則として承認することとするか、原則として不承認とするかが問題となる。これは、本措置の狙いを、営業者による個人輸入の偽装を防ぐために広く非営業者を含めて義務を課すものとして位置づけるか、真に個人輸入であっても全面禁止するためのものとして位置づけるかに関わるものである。

<sup>5</sup> 財務省関税・外国為替等審議会関税分科会「知的財産権侵害物品の水際取締りに関するワーキンググループ」(平成17年10月27日)における日本弁護士連合会プレゼンテーション資料7頁より抜粋。

当連合会としては、X案（全面禁止型）もY案（偽装防止型）も、効果の程は実務の運用を待たないと不明と思われるものの、上記の基本的考え方によれば、当面、X案よりはY案が妥当と考える。

以 上